

第六條 人事相談部を設置すること

第七條 失業関係に休んだ時は日給半額支給のこと

第八條 目今皆勤賞を廢し年功賞として三年以上

勤続の者に対し最終日給十五日分を支給し
一ヶ年を過ぎ毎に日給一人を増すこと

第九條 解職年とは六ヶ月未満四十五日分以上一ヶ

月を増す毎に一日分を加算す

(三ヶ月未満は支給せず)退職年としして六ヶ

月以上一ヶ年以下勤続の者には日給十日分
を支給すること、一ヶ年以上は十五日分一ヶ